

岩崎純一学術研究所

幹部所員及び監事規程

第1章 総 則

(本規程に定める事項)

第1条 本規程は定款に基づき、被選任資格、この団体の業務執行及び活動、分科部局の主導、その他本所の幹部に関する事項を幹部所員及び監事について定める。

第2章 幹 部 所 員

(被選任資格)

第2条 幹部所員は、定款第8条第1項及び所員規程を満たす者であって、かつ次の各号を満たす者でなければならない。

- (1) 定款第4条の目的に十分に賛同できる者
- (2) 新一般法人及び新公益法人に関する法令及び法務に長じ、この団体が新設法人に移行するにあたり遅滞なく業務を遂行することができる能力を有する者

第3章 監 事

(被選任資格)

第3条 監事は、定款第8条第1項及び所員規程を満たす者であって、かつ第2条の各号を満たす者でなければならない。

第4章 解任

(解任)

第4条 幹部所員及び監事の解任については、定款第31条に定める通りとする。

第5章 業務執行及び活動の主導

(業務執行及び活動の主導)

第5条 幹部所員及び監事は、この団体の業務を執行し、活動を主導する。

(分科部局の主導)

第6条 幹部所員及び監事は、定款第6条に定める分科部局を各々の所長・部局長等として主導する。

(報酬、給与、謝礼等の受取)

第7条 幹部所員及び監事は、第5条の業務の直接の執行又は第6条の直接の活動によっては、定款第32条に定める場合を除き、原則としてこの団体から報酬、給与、謝礼等を受け取ることができない。

2 ただし、幹部所員会においてこの団体の一般社団法人への移行が議決された場合は、全ての業務及び活動を総有の資産により行うために新設する所費制度に応じて、第7条第1項の変更を所員総会において検討する。

第6章 幹部所員及び監事の責任

(幹部所員及び監事の責任)

第8条 本所と所員との間に交わされる契約は、本所の一般社団法人への移行が議決されない限り、民法667条以下に典型契約の一種として規定される民法上の組合としての任意組合又は権利能力なき社団としての本所の扱いの範囲を逸脱することはないものとする。従って、幹部所員及び監事以外の所員は、本所に対し法律上の一般社団法人の社員と同等の責任を負うことはなく、幹部所員及び監事のみが本所に対し有限責任又は無限責任を負う。

平成 26 年 1 月 1 日 起筆

平成 26 年 8 月 9 日 案公開

平成 27 年 7 月 27 日 臨時總會承認

平成 27 年 7 月 30 日 施行

平成 27 年 8 月 4 日 改定

平成 30 年 6 月 2 日 改定